



令和 7 年度那覇市空家等除却費補助金

募 集 要 領

募集期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 11 月 14 日（金）

令和 7 年 5 月 7 日

那覇市まちなみ共創部

まちなみ整備課

趣旨

本市では、密集住宅市街地や建築基準法に基づく道路に接道しない宅地等において、老朽化した家屋が空家等となって取り残されている現状があります。

老朽化した空家等が残ることで、住環境や防災面などへの影響が懸念されることから、一定の要件を満たす空家等の所有者等に対し、予算の範囲内において、除却費の一部補助を行います。

1. 募集概要

(1) 補助金

① 那覇市不良住宅等除却費補助金

・補助金額：補助対象経費の5分の4、かつ上限額 400,000 円（千円未満切り捨て）※

② 那覇市空家等除却費補助金

・補助金額：補助対象経費の5分の2、かつ上限額 200,000 円（千円未満切り捨て）※

※ただし、補助対象経費を延べ床面積で割った1平方メートル当たりの額について、国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費（補助金の交付決定時点の額）を超える場合にあっては、補助対象経費は国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費に延べ床面積を乗じて得た額とする。

【国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費】（令和7年度）

・木造建築物の除却工事で 33,000 円を超える場合は 33,000 円

・非木造建築物の除却工事で 47,000 円を超える場合は 47,000 円

(2) 募集予定件数

① 那覇市不良住宅等除却費補助金 1件

② 那覇市空家等除却費補助金 3件

(3) 募集期間

① 那覇市不良住宅等除却費補助金

令和7年5月7日（水）～令和7年11月14日（金）

② 那覇市空家等除却費補助金

令和7年5月7日（水）～令和7年11月14日（金）

ただし、先着順で交付申請を受付し、予算額（募集予定件数）に達した時点で受付を終了します。

(4) 申請書類等の提出先

那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 住まいまちづくりグループ

住所：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所8階

電話：098-951-3251（直通）

申請書類等の提出の際には、まちなみ整備課担当者に事前連絡すること。

2. 対象要件等

(1) 対象区域

① 那覇市不良住宅等除却費補助金

・市内全域

② 那覇市空家等除却費補助金

・「那覇市密集住宅市街地再生方針」に位置づけられた再生重点地区内※

※「那覇市密集住宅市街地再生方針」(平成 28 年 3 月)において、「密集住宅市街地が多く含まれる地区」と位置づけられており、市内に 47 町丁目あります。詳しくは、那覇市まちなみ整備課ホームページをご確認ください。

(2) 対象となる空家等

① 那覇市不良住宅等除却費補助金

ア 特定空家等※で(表1)の a、c、d を除くすべてに該当するもの

イ 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度の測定基準による評点の合計が 100 点以上であるもので、(表1)の a ~ g の条件すべてに該当するもの

※特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家特措法」という。)第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことです。本市では、空家等の状態を十分に考慮し、那覇市空家等対策審議会において審議したうえで最終的に市長が認定します。

② 那覇市空家等除却費補助金

ア (表1)の a ~ g の条件すべてに該当するもの

(表1)

- a) 一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの。ただし、店舗兼住宅の場合、住宅に該当する部分の床面積が 2 分の 1 以上であるもの。
- b) 空家特措法第 22 条第 3 項の規定に基づく命令を受けていない空家等。
- c) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された空家等。
- d) 空家等の存する敷地が、建築基準法第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に適合しない敷地又は同法第 42 条第 2 項の規定による道路に接する敷地であること。
- e) 空家等に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該空家等の解体について同意しているときは、この限りでない。
- f) 当該空家等に関して、国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- g) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

(3) 補助対象者

補助対象者(応募者)は、次の条件のいずれかに該当する者とする。

- ア 空家等の所有者又は相続人(ただし、法人は除く)
- イ 空家等の所有者又は相続人の全員から同意を受けた者
- ※ただし、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者、当該年度中に既に本市から補助金の交付を受けて、空家等の除却を行っている者、市税を滞納している者は、補助対象者になることができません。

(4) 補助対象工事

補助対象工事は、次の条件のいずれにも該当する工事とする。

- ア 交付決定の通知を受けた後に着手(工事に係る契約等の締結を含む。)する工事
- イ 建設業法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)に係る許可等を受けた者が行う工事
- ウ 補助対象空家等のすべて(基礎やブロック塀、立木等を含む。)を除却し、その敷地を更地にする工事

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象空家等の除却に要した費用とする。また、補助対象空家等に付随する工作物の除去及び同一敷地内にある立木の伐採処分に要する費用を含む。なお、家財道具(家具、電化製品、家庭ごみ等)、車両、機械等の処分費は除く。

3. 手続き

(1) 事前相談

除却を予定している空家等が、補助対象要件に該当するか、また必要書類等の確認を行います。事前相談は必須です。相談でご来庁の際は、まちなみ整備課担当者へ事前連絡をしてください。

(2) 事前調査

交付申請の前に、まちなみ整備課担当者が空家等の事前調査を実施します。申請される場合は、次の書類を提出してください。なお、書類の返却はいたしません。

※ア～エは提出が必須のものです。オ～クは必要に応じて提出してください。

ア 事前調査申請書(第1号様式)

イ 空家等の位置図(付近見取図)

ウ 空家等の現場写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。)

エ 土地及び建物登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。)又は所有者を確認できる書類(未登記の場合に限る。)

オ 所有者又は相続人が複数いる場合は、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書(申請者分を除く。)

カ 所有者又は相続人から同意を受けた者が申請するときは、空家等の持分を有する

所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書

- キ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式(相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し、法定相続情報一覧図の写し等)
- ク その他市長が必要と認める書類

(3)事前調査結果通知

まちなみ整備課担当者による事前調査を行ったときは、その結果について事前調査結果通知書(第2号様式)により、補助対象者(応募者)に対し通知します。補助対象要件等に合致している場合は、交付申請をすることができます。

(4)補助金交付申請

申請者は次の書類を提出してください。なお、書類の返却はいたしません。

※ア～エ及びケ～サは提出が必須のものです。オ～ク及びシは必要に応じて提出してください。ただし、事前調査申請時に提出した書類については省略することができます。

ア 補助金交付申請書(第3号様式)

イ 空家等の位置図(付近見取図)

ウ 空家等の現場写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。)

エ 土地及び建物登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。)又は所有者を確認できる書類(未登記の場合に限る。)

オ 所有者又は相続人が複数いる場合は、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書(申請者分を除く。)

カ 所有者又は相続人から同意を受けた者が申請するときは、空家等の持分を有する所有者全員又は所有権の相続人全員の同意書

キ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式(相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証するための全ての戸籍謄本の写し、法定相続情報一覧図の写し等)

ク 補助対象空家等に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者の同意書

ケ 市税が完納されていることを証する書類(申請日前3か月以内に発行されたもの。)

コ 補助対象工事を行う者(施工業者)が、建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けていることを証する書類

サ 2者以上の補助対象工事の見積書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う者の押印があるものに限る。)の写し

シ その他市長が必要と認める書類

(5)交付決定通知

交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付(変更)決定通知書(第5号様式)により申請者に対し通知します。補助対象工事は、必ず交付決定通知を受けてから施工業者と請負契約を締結してください。

(6)除却工事の実施

交付決定を受けた後は、交付決定を受けた年度の1月末までに完了するよう速やかに工事に着手してください。

除却工事は、関係法令等を遵守して実施してください。また、空家等を除却した後の敷地は、周囲に迷惑がかからないよう適切に管理してください。

(7)工事内容の変更、工事の中止に係る取下げ

申請者は交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて提出してください。なお、補助金の額に変更が生じない補助対象経費の変更など軽微な変更の場合は、変更届(事務取扱要領第1号様式)に必要な書類を添えて提出してください。また、交付決定を受けた後、やむを得ない理由により補助対象工事を取り止めるときには、速やかに補助金交付申請取下げ書(第6号様式)を提出してください。

いずれの場合も、まちなみ整備課担当者まで連絡し、必要な手続き等の確認を行ってください。

(8)実績報告

申請者は補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して14日以内又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

ア 完了実績報告書(第9号様式)

イ 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの

ウ 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの

エ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類

オ 補助対象工事完了後の現場写真

カ その他市長が必要と認める書類

(9)補助金額の確定

実績報告に係る補助対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、補助金確定通知書(第10号様式)により申請者に通知します。

(10)補助金の請求

申請者は補助金確定通知を受けた日から起算して14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金請求書(第11号様式)を提出してください。

補助金は事前に登録した口座へ振り込みます。請求後は3週間程度で振り込まれますので、補助金の入金を確認してください。

4. 留意事項

- (1) 活用を予定している補助金の財源によっては、国会又は本市議会の議決・予算措置が前提となることから、予算措置がなされなかった場合や補助対象外事業となった場合には、本市は一切補償しないため、予め留意すること。
- (2) 応募等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 補助金の申請は、一所有者等につき一事業年度に1回までとする。
- (4) 応募者の選考の取消等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わないものとする。
- (5) 本市から指示があつた場合を除き、提出後の資料の修正、変更、差替え等はできないものとする。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金を他の用途へ使用したときなどは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (7) 補助金の交付に関する詳細については、「那覇市不良住宅等除却費補助金交付要綱」及び「那覇市空家等除却費補助金交付要綱」も確認すること。

お問い合わせ先

那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 住まいまちづくりグループ
担当:宮城、糸数、比嘉
電話:098-951-3251(直通)、FAX:098-862-8874
E-mail:T-SIGAITI001@city.naha.lg.jp